

経済安全保障推進法等の改正概要（シンクタンク・官民協議会）

総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設）

- 外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を結集し、機動的に調査研究・政策提言を行う総合的な経済安全保障シンクタンクを（独）経済産業研究所（RIETI）に設置（本年度中）。
- シンクタンクが行う調査研究・政策提言テーマとして、**業種横断的で専門性を要するサプライチェーン分析**や、所管省庁の異なる**インフラ同士の相互依存関係を意識したリスクシナリオ作成**、**安全保障や地政学的な関心を背景とした国内外の先端的な技術動向の把握・分析**などが考えられる。
- 上記のような分析を行う上では、より政策に直結する、実りのある調査研究を行うため、**政府が保有する機微な情報**（なにを「脅威」とみなすか等）**を共有する必要がある**。

想定される調査研究・政策提言テーマ（案）

サプライチェーン

二国間の輸出入における依存度の分析のみならず、海上輸送リスクや、輸出規制等の事象を想定した際の代替行動までも織り込んだ、多国間におけるサプライチェーンの強靱性についての分析等、高度な専門性を必要とする調査研究を行う。

インフラ

リスク点検

幅広いインフラ産業等に係る経済安全保障上のリスクについて、新興リスクも含め、発生可能性や影響度等を分析・評価。優先的に対処すべきリスクを特定し、インフラ間の相互依存性も意識しつつ、想定されるシナリオを作成。企業や自治体等の自主的取組・意識醸成を図るためのTTX（机上演習）にも活用する。

技術

安全保障や地政学的な関心を背景とした国内外の先端的な技術動向の把握・分析を行う。また、この分析結果について、他機関の成果も取り込みつつ、実効性のある政策提言につなげる。あわせて、こうした地政学も加味した技術動向に関する情報発信を行い、企業の理解促進につなげる。

経済安全保障推進法等の改正概要（シンクタンク・官民協議会）

- 政府のみならず民間企業等も主要な主体であることから、官民が一体となり、サプライチェーンに係るリスク分析など、**経済安全保障に係る諸課題に対応すべく、情報共有や対策の協議を行える場を構築することが必要。**
- **情勢やニーズ等を踏まえ、関係省庁・企業・専門家などが参加するテーマ別分科会を設置し、機動的な官民協議会の運営を図る**

官民協議会の運営 方向性

- 官民が一体となり経済安全保障に係る意見交換を行うため、サプライチェーン、インフラ・リスク点検、技術において、諸課題に取り組む上で必要な情報の共有を行う。また、情報の機密性を確保し、官民で適切な情報共有を行うため、構成員に守秘義務を課すなどの仕組みを構築する。
- 重要鉱物の供給制限対応や重要なインフラ産業等のリスク点検などテーマに応じて、官民協議会の議論を機動的かつ実効的なものとするため、情報管理に係る適切なルール形成を行う。
- 官民協議会の運営に当たっては、総合的なシンクタンクの調査研究結果を活用する。

協議会で議論するテーマ（イメージ・例）

